

令和7年度 奨学金案内（予約募集）

奨学金を希望するみなさんへ

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団

目 次

- 1 募集期間
 - 2 奨学金の種類
 - 3 申込資格
 - 4 収入基準
 - 5 申込書類及び申込方法
 - 6 併願・併給
 - 7 手続きの流れ（予定）
 - 8 貸与期間
 - 9 返還
 - 10 入学支度金及び奨学金貸与願書の記入例
 - 11 入学支度金及び奨学金貸与願書の記入要領
 - 12 奨学金申請に係るQ&A
- 【別紙】 貸与願書チェックリスト
- 【別紙】 福岡県教育文化奨学財団奨学金事業の変遷
- 各種様式 奨学金等辞退届（様式11号）
 - 就職等申立書（様式21号）
 - 給与等支給（見込）証明書（様式22号）
 - 退職証明書（様式23号）

当財団では、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難である高校生等に対して、奨学金等の貸与事業を行っています。

一方、貸与ですから高校等を卒業後は返還が始まります。

この返還金が次の世代の奨学金となります。

現在の中学3年生が高校等へ進学するにあたり、安心して勉学に専念できるよう、予約募集を行います。

生徒と保護者が返還のこともきちんと話し合われた上で、申込みをお願いします。

なお、進学先が決定した後または高校等入学後に辞退することもできます。

1 募集期間

6月下旬から在学している中学校が決めた提出期限までです。

2 奨学金の種類

(1) 入学支度金（無利子）

- ・ 入学金・教科書など入学時の一時的な学費に充てるため貸与するものです。
- ・ この入学支度金の募集は予約募集のみで、貸与は入学時の1回のみです。
- ・ 高校等入学前の3月末日に貸与します。

国・公立 5万円

私 立 10万円

(2) 奨学金（無利子）

- ・ 授業料や校納金など日常的な学費に充てるため貸与するものです。
- ・ 高校等入学時に選択していただきます。
- ・ 下記の月額を3か月分まとめて年4回貸与します。

学校種別	通学	A	B	C
国・公立	自 宅	18,000	15,000	10,000
	自宅外	23,000	20,000	15,000
私 立	自 宅	25,000	15,000	10,000
	自宅外	30,000	20,000	15,000

(3) 希望種別

(a) 入学支度金のみ (b) 奨学金のみ (c) 入学支度金と奨学金の両方の3とおりの申し込みができます。

3 申込資格

次の3項目のすべてに該当する場合、申込みことができます。

(1) 保護者が、福岡県内に生活の本拠を有していること。

※ 他県の学校へ進学も可能です。

(2) 令和7年4月に高等学校等へ進学を希望していること（4月中の入学者に限りです）。

【対象校】

- ・ 入学支度金
高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、専修学校高等課程。
- ・ 奨学金
上記の学校及び特別支援学校高等部。

(3) 特に経済的理由により修学が困難であること。

申込者の同一生計全員の収入合計額（年額）が生活保護基準の

- ・ 入学支度金は、1.0倍以下です。
- ・ 奨学金は、1.5倍以下です。

4 収入基準

(1) 入学支度金

世帯の人員	給与収入の世帯	給与収入以外の世帯
2人世帯	2,170,220 円	1,437,600 円
3人世帯	2,671,200 円	1,787,600 円
4人世帯	3,234,530 円	2,182,400 円
5人世帯	3,529,530 円	2,389,600 円
6人世帯	4,074,610 円	2,817,600 円

- この表は就労所得者が世帯に1人のみの場合の基準額を示しています。
- 複数の就労所得者がいる世帯にあっては、2人目以降の就労所得者について1人あたり338,520円を増額した額が基準額となります。
- 給与収入の世帯は、給与支払金額（控除前）、給与収入以外の世帯は所得額を、上の表と比較してください。
- 次の場合は、当該加算額を上記基準額に加算し判断します。
 - ア 母子（父子）家庭
279,120円を加算、令和7年4月1日現在18歳以下の子2人の場合22,080円を加算、3人以上1人増すごとに11,280円を加算
 - イ 障がい者がいる世帯
1人あたり322,200円を加算これらの加算額は、給与収入世帯の場合の金額です。
給与収入以外の世帯については、おおむね70%の額を加算します。

(2) 奨学金

世帯の人員	給与収入の世帯	給与収入以外の世帯
2人世帯	3,255,330 円	2,196,400 円
3人世帯	4,006,800 円	2,763,200 円
4人世帯	4,851,795 円	3,438,400 円
5人世帯	5,294,295 円	3,793,600 円
6人世帯	6,111,915 円	4,446,400 円

- この表は就労所得者が世帯に1人のみの場合の基準額を示しています。
- 複数の就労所得者がいる世帯にあっては、2人目以降の就労所得者について1人あたり507,780円を増額した額が基準額となります。
- 給与収入の世帯は、給与支払金額（控除前）、給与収入以外の世帯は所得額を、上の表と比較してください。
- 次の場合は、当該加算額を上記基準額に加算し判断します。
 - ア 母子（父子）家庭
418,680円を加算、令和7年4月1日現在18歳以下の子2人の場合33,120円を加算、3人以上1人増すごとに16,920円を加算
 - イ 障がい者がいる世帯
1人あたり483,300円を加算これらの加算額は、給与収入世帯の場合の金額です。
給与収入以外の世帯については、おおむね70%の額を加算します。

5 申込書類及び申込方法

下記の書類を中学校の担当者に提出してください。

- (1) 令和7年度入学支度金及び奨学金貸与願書
- (2) 市区町村が発行する令和6年度（令和5年分）所得証明書
申込日現在、同一生計で令和7年4月1日現在の年齢が18歳以上（学生を除く）の全員分が必要です。
 - ・学校に在学の場合は不要です。
 - ・無職・無収入の人も、年金だけの人も市区町村発行の所得証明書が必要です。
(無職の配偶者等で、金額の表示がなく*や---等表示のある所得証明書は不可ですので、申告済みの所得証明書を提出してください。)
 - ・ただし、今回の予約募集に限り、給与収入のみの場合は「令和6年度市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」でも可です。写しを提出する場合は全体をコピーしてください。
- (3) 願書の「特に配慮してほしい家族の事情」欄に記載している事情（離職等）がある場合は、その事情を確認できる書類。
※ 所得証明書を含む添付書類は、受付後の返却はできませんので、予めご了承ください。

6 併願・併給

- ・他の団体が実施する奨学金あるいは資金等を同時に申し込むこと（併願）については差し支えありませんが、併給することはできません。10ページのQ&Aをご覧ください。
- ・高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金との併給はできます。

7 手続の流れ（予定）

- (1) 7～8月 ・入学支度金及び奨学金貸与願書等を中学校へ提出してください。
- (2) 11月下旬 ・奨学金等一次選考（1回目の選考。当財団の選考委員会で選考）
・中学校を通じて結果を通知します。
なお、この時期は予算が決定していないため、申請基準を満たしたとしても、応募者全員が採用されるとは限りません。
- (3) 1月中旬頃 ・奨学金等二次選考（2回目の選考です。）
・中学校を通じて結果を通知します。
- (4) 1月下旬頃 ・入学支度金内定者に入学支度金誓約書を中学校を通じて配付します。
・奨学金内定者に貸与月額選択届を中学校を通じて配付します。
- (5) 2月上旬頃 ・入学支度金内定者は、入学支度金誓約書を中学校に提出してください。
・入学支度金内定者及び奨学金内定者は、奨学生本人の預金口座（福岡銀行）の写しを中学校に提出してください。
- (6) 2月～3月 ・進学予定先を中学校へ報告してください。
- (7) 3月31日 ・入学支度金を貸与（奨学生本人の預金口座に入金）します。
- (8) 高校等入学時 ・奨学金の貸与月額選択届を進学先の高校等に提出してください。
- (9) 5月 ・借用証書を進学先の高校等を通じて配付します。
- (10) 5月～6月 ・借用証書等を進学先の高校等に提出してください。
- (11) 6月30日 ・第1回（4月～6月分）の奨学金を貸与（奨学生本人の預金口座に入金）します。
9月10日 ・第2回（7～9月分）貸与
12月10日 ・第3回（10～12月分）貸与
3月1日 ・第4回（1～3月分）貸与

8 貸与期間

- 令和7年4月から卒業するまでの標準修業期間です。
(例) 全日制高校：3年、定時制・通信制高校：4年、高等専門学校：5年
- 貸与中に休学、退学する場合は、貸与の停止または廃止を行います。
なお、標準修業期間を超えても、特別な事情が認められる場合は貸与の延長をします。

9 返還

- この奨学金は、奨学生本人が借りる奨学金です。
- 卒業後は必ず返還する義務があります。連帯保証人も返還義務があります。
- この返還金は、直ちに後輩の奨学金として貸与する仕組みとなっております。多くの後輩に奨学金が貸付されるよう、一人ひとりが責任をもって、約束どおり返還期限までに返還してください。

(1) 返還方法

- 月賦（毎月）払い又は半年賦（半年に一回）払いで、原則として口座振替により返還しなければなりません。
- 返還期限は、月賦払いは毎月25日、半年賦払いは6月30日と12月15日です。
(銀行休業日の場合は翌営業日)

(2) 返還時期

- 卒業後（貸与終了後）6月経過後の12月もしくは6月から返還開始となります。3月に卒業した場合、12月から返還開始となります。

(3) 返還期間

- 入学支度金
国公立学校は9年、私立学校は12年
- 奨学金
国公立学校は奨学金を借りていた期間の3倍、私立学校は4倍

- 貸与及び返還例① *約9年間、毎月、約6,500円の返還が必要です

公立高校、自宅通学で入学支度金及び奨学金を毎月18,000円貸与の場合

貸与 $50,000 + 18,000 \times 12 \text{月} \times 3 \text{年} = 698,000 \text{円}$

返還(毎月返還) $6,500 (500 + 6,000) \times 100 \text{回} + 6,000 \times 8 \text{回} = 698,000 \text{円}$

- 貸与及び返還例② *約12年間、毎月、約7,000円の返還が必要です

私立高校、自宅通学で入学支度金及び奨学金を毎月25,000円貸与の場合

貸与 $100,000 + 25,000 \times 12 \text{月} \times 3 \text{年} = 1,000,000 \text{円}$

返還(毎月返還) $6,000 (600 + 5,400) + 7,000 (700 + 6,300) \times 142 \text{回} = 1,000,000 \text{円}$

(4) 返還猶予

- 上級学校等への進学あるいは傷病等により返還が困難となった場合には、申出により返還を猶予することがあります。

(5) 返還免除

- 奨学生本人の死亡、障がい等により就労できなくなった場合には、本人又は連帯保証人からの申出により返還を免除することがあります。

(6) 返還督促

- 返還期限までに返還されない場合は、本人や連帯保証人に対して、督促状の送付、当財団職員及び委託した債権回収会社による電話などにより督促します。
- また、督促を専門に行う滞納債権督促員が、自宅や勤務先を訪問して督促します。
- それらの督促によっても返還されない滞納者に対しては、裁判所に返還請求の申立てや債権回収会社への回収委託の実施や強制執行等の法的な手続を行います。
- 正当な理由がなく滞納となった場合は、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に年(365日当たり)3パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞利息が発生します。

10 入学支度金及び奨学金貸与願書の記入例

(表面)

貸与願書については、記入例を参考に生徒本人及び保護者が必要事項を漏れなく記入して在学校担当者に提出してください。各項目の説明については、7頁以降を参照してください。

令和7年度入学支度金及び奨学金貸与願書
(高等学校等奨学生予約募集用)

市町村受付番号

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

	入学支度金	希望する・希望しない	希望する・希望しない
	奨学金	希望する・希望しない	を参考にしてください

1 希望種別について種別ごと○で囲む

2 申込者 生徒本人の自筆

申込者	氏名	ハカタ ショウタロウ		生年月日	平成 21 年 12 月 10 日
	本人(申込者)氏名	博多 奨太郎			
	現住所	〒 812-0046 (電話番号 000 - 000 - 0000) 福岡市博多区吉塚本町13-50			
	在籍学校名	福岡市立奨学 中学校			
同一生計の家族状況	保護者の住所	〒 812-0046 (電話番号 XXX - XXX - XXXX) 福岡市博多区吉塚本町13-50			
	続柄	氏名	年齢	同居別居	備考 学生は学校名及び学年を記入、令和6年3月卒業者はその旨記入。
	本人	上記のとおり		同居	所得の種類 給与収入額: 千円 : 千円
	父	博多 奨	50	同居	3,484
	母	博多 悦子	48	同居	0
	兄	博多 渡	20	同居	奨学大学2年生 0
	姉	博多 瑞穂	17	同居	東公園高校2年生 0
	祖父	博多 太郎	71	同居	0
	合計			3,484	

3 同一生計の家族状況 (年齢は令和7年4月1日現在で判断)

4 所得の種類

- ※ 1 「希望種別」欄は必ず選択漏れないよう、○で囲んでください。
- 2 年齢は令和7年4月1日現在で記入してください。
- 3 「備考」欄には、○小(中・高・大・専門学校・予備校等)学校○年生等就学状況を記入してください。
- 4 収入・所得の欄は、市町村発行の所得証明書の金額を記入してください。

※ 世帯人員等集計(上記家族状況欄と一致すること。)

世帯人員	母子(父子)家庭児童数	障がい者数	就労者数
6	0	0	1

- 1 母子(父子)家庭児童数は母子(父子)家庭における18歳以下の児童数(年齢は令和7年4月1日現在で判断)。
- 2 障がい者数は、障害者手帳(療育手帳)をお持ちの方の人数(手帳(※有効期限もしくは次回判定日記載)の写し添付)
- 3 就労者数は、就労している方の数(年金収入のみの方を除く)。

支 奨

[裏面へ続く]

- ※ 訂正がある場合は、2本線で修正のうえ、訂正印を押印してください。
- ※ 修正液の使用は書類の不備となる場合があります。

(裏面)

特に配慮してほしい家族の事情

◆最新の所得証明書に比して、収入の減少等、特に配慮してほしい家族の事情がある場合は、必ず所得証明書の他に事実の確認ができる書類を添付してください。

※ 添付書類がない場合は、提出されている書類で選考を行いますのでご注意ください。

(「特に配慮してほしい家族の事情」及び「添付書類」の具体例)

・収入が減少した	→	対象者の給与等支給(見込)証明書(様式22号)
・退職して現在無職	→	対象者の離職票・雇用保険受給資格者証・退職証明書(様式23号)のうちいずれか1つを添付のうえ、願書(表面)備考欄に「現在無職」と記入
・退職して現在有職	→	対象者の就職等申立書(様式21号)

5 特に配慮してほしい家族の事情について(9頁参照)

以上のとおり記載事項に相違ありません。貴財団の奨学生として採用されるようお願いいたします。

なお、採用されたときは、奨学生としての自覚を持ち勉学に励むとともに、貴財団の貸与規程を遵守し、奨学金等の返還等に誠実に義務を履行します。

令和 6 年 7 月 ●● 日

名 博多 奨太郎

博多 奨

(続柄) 父

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

6 生徒氏名、連帯保証人(親権者または後見人)の署名欄 ※それぞれが自筆すること

※ 生徒と連帯保証人はそれぞれ自筆で署名してください。
※ 所得証明書を含む添付書類は、受付後の返却はできませんので、予めご了承ください。

奨学生推薦調書

特に配慮すべき事情がある場合は記入してください。

7 学校記入欄です

上記生徒を貴財団の奨学生として適当と認め推薦します。

令和 年 月 日

学校名 _____

校長氏名 _____ 職印 _____

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

※ 学校長の推薦(職印)のない願書は受付できません。

1.1 入学支度金及び奨学金貸与願書の記入要領

- ※ 黒又は青のボールペンを使って記入してください。消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンの使用は認められません。
- ※ 「申込者」欄及び裏面の申込み「生徒氏名」欄は生徒本人が記入してください。

(1) 「希望種別」欄

入学支度金、奨学金ごとに「希望する」「希望しない」どちらか必ず○で囲んでください。

(2) 「申込者」欄

- 申込者は、奨学金の貸与を受ける生徒本人です。
- ※ 奨学金は生徒本人へ貸与するものですから、両親等の親権者ではありませんので注意してください。
- 生徒本人が、「本人（生徒）氏名」「生年月日」「現住所」「在籍学校名」「保護者の住所」欄を記入してください。

(3) 「同一生計の家族状況」欄

住民票上の同居別居にかかわらず、実態として生徒と生計を同じくしている者について記入してください。単身赴任や就学等のため一時的に別居していても、生計が同じであれば記入してください。

(ア) 「年齢」欄は、令和7年4月1日現在で記入してください。

(イ) 「同居別居」欄は、同居、別居を記入してください。

(ウ) 「備考」欄は、現在の状況を記入してください。

例1 小学校（中学校・大学・専門学校・予備校等）に在学の場合

→○○小学校（中学校・大学・専門学校・予備校）△年生と記入

例2 今年3月に高校卒業し就職した場合 →「令和6年3月高校卒業」と記入

• 大学や専門学校等の卒業者も同様に記入

※ 市区町村発行の所得証明書は不要ですが、就職等申立書（様式21号）を就職した会社から証明してもらい提出してください。1年間の収入見込額を記入してください。

例3 今年3月に高校卒業し無職の場合 →「令和6年3月高校卒業 現在無職」と記入

※ 市区町村発行の所得証明書は不要です。

(4) 所得の種類について

令和6年度（令和5年分）市区町村発行の所得証明書の金額（いずれも千円未満切り捨て）を記入してください。

(ア) 全員が給与収入のみの世帯

給与収入のみの世帯とは、賃金・報酬・賞与などを受取り、それにより生活している世帯のことです。

給与収入のみの世帯の場合、所得証明書の収入金額を「給与収入額」欄に記入します。

例) 給与収入のみの場合

市県民税所得（課税）額証明書		貸与願書	
氏名	〇〇 〇〇		
住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
令和5年分 合計所得金額	円 ¥2,358,800	所得の種類	
給与	¥2,358,800	給与収入額	千円 3,484
.....			
給与収入	¥3,484,214		

(イ) 給与収入以外の所得がある世帯

給与収入以外の所得がある世帯とは家族の誰か1人でも給与所得以外の所得（営業所得、農業所得、雑所得等）がある世帯のことです。

給与収入以外の所得がある世帯の場合、所得証明書の各所得の合計額を「その他の所得額」欄に記入してください。

例1) 営業等所得のみの場合

市県民税所得（課税）額証明書		貸与願書	
氏名	〇〇 〇〇		
住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
令和5年分 合計所得金額	円 ¥1,729,988	所得の種類	
営業等	¥1,729,988	その他の所得額	千円 1,729
.....			

例2) 複数の種類の所得がある場合

市県民税所得（課税）額証明書		貸与願書	
氏名	〇〇 〇〇		
住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
令和5年分 合計所得金額	円 ¥820,864	所得の種類	
給与	0	その他の所得額	千円 820
農業	30,000		
雑	790,864		
.....			
給与収入	¥40,000		
年金収入	¥2,190,864		

複数の所得がある場合も、所得証明書の各所得の合計額を「その他所得額」欄に記入してください。例2の場合、「給与所得」、「農業所得」及び「雑所得」の合計額を記入します。

○以下のどちらかになります。

- 同一生計の家族全員が給与所得のみの場合
→所得証明書の給与収入額を家族毎に記入し、その後家族全員分を合計
- 同一生計の家族の誰か1人でも給与所得以外の所得がある場合
→所得証明書の合計所得金額を家族毎に記入し、その後家族全員分を合計

(5) 「世帯人員等集計」欄

「世帯人員」欄は、同一生計の家族の状況に記入した方の人数を記入

「母子（父子）家庭児童数」欄は、母子父子家庭で18歳以下の人数を記入

「障がい者数」欄は、障害者手帳もしくは療育手帳をお持ちの方の人数を記入

※手帳の写し（有効期限もしくは次回判定日記載）を提出してください。

「就労者数」欄は、就労している方（年金収入のみの方を除く）の人数を記入

(6) 「特に配慮してほしい家族の事情」について

所得証明書からは分からない家計の急変等事情（本年になってからの転職、失業、経営不振による賃金カット等）がある場合は、その対象者の事情のわかる書類を添付してください。添付書類がない場合は、既に提出されている書類をもって選考を行います。

添付書類の例

収入が減少した	給与等支給（見込）証明書（様式22号）
退職して現在無職	離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書（様式23号）のうち、いずれか1つを添付し、願書（表面）備考欄に「現在無職」と記入。
退職して現在有職	就職等申立書（様式21号）を添付。

(7) 「生徒氏名、連帯保証人（親権者または後見人）名」署名欄について

生徒と連帯保証人はそれぞれ自筆で署名してください。日付は、願書の学校提出日を記載してください。

1 2 奨学金申請に係るQ&A

当財団の奨学金の申込みの際に、今までの質問が多かった項目について、Q&A形式にまとめてみましたので参考にしてください。

I 併願併給について

Q1 他の奨学金制度との併願、併給はできますか？

A1 併願（他の団体の奨学金や資金等を同時に申込むこと）は差し支えありません。しかし、併給できないものは、次のとおりです。

◇貸与（給付）金額にかかわらず、併給ができないもの

- ・母子父子寡婦福祉資金
- ・定時制課程及び通信制課程修学奨励金
- ・特別支援教育就学奨励費支弁区分Ⅰ
- ・福岡市教育振興会奨学金及び北九州市奨学金

◇貸与（給付）金額が同程度の場合に併給ができないもの

・都道府県、市町村及びこれらが所管する公益法人等が実施する同様の奨学金あるいは資金等

- ・独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- ・生活福祉資金
- ・交通遺児育英会奨学金
- ・あしなが奨学金
- ・その他の奨学金（各学校独自の奨学金制度を含む）

※「貸与金額が同程度」とは、どの月額区分を選択したとしても、学校種別・通学種別に応じて次の月額以上の場合です。

学校種別	通学種別	貸与額
国・公立	自宅	月額 18,000円
	自宅外	月額 23,000円
私立	自宅	月額 25,000円
	自宅外	月額 30,000円

*高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金との併給はできます。

*当財団の奨学金と、併願していた同程度の奨学金等について採用が決定した場合には、いずれか片方を辞退していただく必要があります。

なお、当財団の奨学金を辞退される場合は、別紙の「辞退届」（様式11号）を在学学校経由で提出してください。

II 保護者について

Q2 保護者は必ず県内居住者でなければなりませんか？

A2 保護者の生活の本拠地が福岡県内でなければなりません。単身赴任で家計支持者が一時的に県外で生活している場合は問題ありません。また、保護者が県内居住者であれば、生徒本人が県外の高校に通学していても差し支えありません。

Q3 連帯保証人は必ず保護者（父母）でなければいけませんか？

A3 親権者または後見人でなければなりません。

Ⅲ 所得証明書について

Q4 提出書類のうち、所得証明書は源泉徴収票をもって代えることは可能ですか？

A4 給与収入の他に事業収入等があった場合に、源泉徴収票ではその内容の確認がとれないので、必ず市区町村発行の所得証明書を提出してください。

Q5 母親は専業主婦なので収入がありません。証明書は必要ですか？

A5 市区町村の課税担当課で申告を行い、税務担当課で所得証明書を発行してもらってください。収入がないことの証明が必要です。

Q6 収入がない場合の証明書は、市区町村発行の非課税証明書でも構いませんか？

A6 原則として市区町村発行の所得証明書が必要です。非課税証明書でも、収入額が0円との記載がある場合は差し支えありません。

Q7 今年になって再就職（転職）をしました。所得証明書は前の会社の収入内容ですが、どうしたらよいでしょうか？

A7 現在の就労先から就職等申立書（様式21号）を発行してもらってください。なお、この場合も市区町村発行の所得証明書は提出の必要があります。

Q8 本年3月に高校を卒業した子がいます。現在は無職ですが、所得証明書は必要でしょうか？

A8 必要ありません。ただし、貸与願書の備考欄に「令和6年3月高校卒業（現在無職）」と記載してください。

ただし、令和6年3月に高校等を卒業した子が、4月より就職して、生計を同じくしている場合には、貸与願書の備考欄「令和6年3月大学（高校、中学）卒業」と記載して、就職等申立書（様式21号）を提出してください。

なお、この場合も、子に係る所得証明書は必要ありません。

Q9 退職証明書等、事情により事業主の押印がもらいにくいものもあるが、諸証明について事業主の押印は必ず必要でしょうか？

A9 奨学金の申し込みにあたっては、市区町村発行の所得証明書を必ず提出していただきます。これは、その世帯の前年の収入状況を公的機関の証明する書類をもって、特に事情が無い限り本年もほぼその収入状況が続くとみなして選考するためです。

退職証明書や給与等支給（見込）証明書は、実際の収入状況が所得証明書の記載

内容とは異なるものであるという申し立てですから、事業主等第三者の証明が必要です。証明にあたっては、代表者の押印（公印）が必要です。

ただし、事業主等の証明がもらえないやむを得ない事情がある場合等は当財団へご相談ください。

IV その他

Q10 高校にある寮に入る場合、自宅外の金額の貸与が受けられますか？

A10 どのような状態を自宅外と認めるかは個々の事情によりますが、在学校の方針として入寮が強制である場合や、交通手段の関係から自宅からの通学が困難で下宿している場合等であれば、自宅外の金額の貸与が受けられます。個人的な理由でアパートを借りている、単に「高い金額の貸与を受けたいから。」というだけでは、自宅外の金額の奨学金の貸与を受けることはできません。

Q11 申請の際に使用した書類は返してもらえますか？

A11 所得証明書を含む添付書類は、書類受付後は返却できませんので、添付書類の返却を希望される方は、あらかじめ在学校の担当者に申し出た上で、コピーを提出してください。

Q12 奨学金貸与の願書を提出していたが、家計状況が好転したため、申込みを取り消したい。どのような手続きをとればよいでしょうか？

A12 下記の書類を学校を通して当財団へ提出してください。
採用決定前・・・学校を経由してお問合せください。
採用決定後・・・辞退届（様式11号）

Q13 奨学生として採用された後、事情があって休学することになりました。奨学金の貸与はどうなるのでしょうか？

A13 休学・退学については、事実の発生した月の翌月（月の初日から事実の発生したものは、その月）から貸与を停止又は休止します。
また、在学校より長期欠席の連絡があった場合にも、在 school と相談のうえ奨学金の貸与を一時休止することもあります。
なお、標準修業期間を超えても、特別な事情が認められる場合は貸与の延長をします。

Q14 返還期間はどのようになるのでしょうか？

A14 月賦は毎月返還、半年賦は6月と12月の年2回の返還となります。以下を参照してください。

《返還期間一覧表》（貸与期間3年の場合）

種別	学校	標準返還期間	備考
支度金	国・公立高校	9年	(固定値)
	私立高校	12年	(固定値)
奨学金	国・公立高校	9年	貸与期間3年の場合、その3倍
	私立高校	12年	貸与期間3年の場合、その4倍

《返還の具体例》 月賦の場合

種別		国・公立高校（3年間） 自宅通学の場合	私立高校（3年間） 自宅通学の場合
支度金	貸与額	50,000円	100,000円
	返還期間	9年間（100回）	12年間（143回）
	1ヶ月あたりの返還額	500円	700円 (初回：600円)
奨学金	貸与月額	18,000円	25,000円
	貸与総額	648,000円	900,000円
	返還期間	9年間（108回）	12年間（143回）
	1ヶ月あたりの返還額	6,000円	6,300円 (初回：5,400円)
支度金・奨学金の 毎月の返還額（合計）		6,500円	7,000円 (初回：6,000円)

半年賦の場合

種別		国・公立高校（3年間） 自宅通学の場合	私立高校（3年間） 自宅通学の場合
支度金	貸与額	50,000円	100,000円
	返還期間	9年間（18回）	12年間（24回）
	半年あたりの返還額	2,800円 (初回2,400円)	4,200円 (初回：3,400円)
奨学金	貸与月額	18,000円	25,000円
	貸与総額	648,000円	900,000円
	返還期間	9年間（18回）	12年間（24回）
	半年あたりの返還額	36,000円	38,000円 (初回：26,000円)
支度金・奨学金の 半年の返還額（合計）		38,800円 (初回 38,400円)	42,200円 (初回：29,400円)

願書を提出する前にチェックリストの項目について再度確認してください。

【別紙】 貸与願書チェックリスト

	チェック項目	確認
1	消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンで記入していないか。	<input type="checkbox"/>
2	「申込者」欄は、生徒本人が記入しているか。 「署名」欄は、生徒と保護者がそれぞれ自署しているか。	<input type="checkbox"/>
3	「希望種別」欄は、入学支度金、奨学金ごとに「希望する」「希望しない」のどちらかに○囲いが付いているか。	<input type="checkbox"/>
4	市区町村発行の令和6年度（令和5年分）所得証明書は18歳以上全員分添付されているか。（ただし、学生を除く。） 所得証明書は収入（所得）額に分かるものであるか。 （特に無職の配偶者等で*やーー一等、申告していない所得証明書は不可。） ○市民税・県民税特別徴収税額決定通知書は、給与収入のみに限り代用可。 ○源泉徴収票は不可	<input type="checkbox"/>
5	学生の場合「備考」欄に学校名、学年が記入されているか。	<input type="checkbox"/>
6	令和6年3月卒業の家族は、4月以降の状況が記入されているか。 ○卒業後無職→願書に（例：令和6年3月高校卒業 現在無職）と記載 ○収入あり→願書に（例：令和6年3月高校卒業）と記載し、就職等申立書（様式21号）を添付	<input type="checkbox"/>
7	「世帯人員等集計」欄の人数は「同一生計の家族状況」欄の人数と一致しているか また、障がい者の確認できる書類（障害者手帳または療育手帳の写し（※有効期限記載））は添付されているか。	<input type="checkbox"/>
8	「特に配慮してほしい家族の事情」がある場合、事情を確認できる書類が添付されているか。 ○収入が減少した → 給与等支給（見込）証明書（様式22号） ○退職して現在無職 → 退職証明書（様式23号）等及び 願書（表面）備考欄に「現在無職」と記載 ○退職して現在有職 → 就職等申立書（様式21号）	<input type="checkbox"/>

【別紙】 【福岡県教育文化奨学財団奨学金事業の変遷】

- 昭和47年 県政百周年記念行事の一環として財団法人福岡県奨学会を設立した。
社会に有為な人材を育成することを目的として、高校奨学金・大学奨学金の貸与事業を開始した。
- 平成14年 国が新設した高等学校等奨学事業費補助金※を活用し、高校奨学金の規模を大幅に拡大した。
併せて、低所得世帯の学習機会の均等を目的とした入学支度金制度を県単独事業で新設した。
また、保証人を1名とするなど、内容面も充実した。
- 平成16年 平成16年3月31日で日本育英会が廃止され、高校奨学金・専修学校高等課程奨学金が地方に移管されることとなった。
4月1日、県教育委員会所管の公益法人と統合合併し、財団名を福岡県奨学会から福岡県教育文化奨学財団に変更した。
- 平成17年 4月入学生から、日本育英会高校等奨学金と従来的高校奨学金を一本化し新たな奨学事業を開始した。実施にあたっては、これまでの当財団の実施してきた奨学事業の趣旨や果たしてきた役割を考慮し、学力要件を設けない高校奨学金制度とした。
- 平成25年 平成25年4月1日より、名称を「財団法人福岡県教育文化奨学財団」から「公益財団法人福岡県教育文化奨学財団」に変更した。

※ 高等学校等奨学事業費補助金

国の同和対策事業を支えた地対財特法の失効（平成14年3月末）に伴い、地域改善対策奨学資金が廃止されたことから一般対策として新設された国庫補助事業。

対象を同和地区出身者から低所得者世帯の全高校生に拡大し、自立のための教育の機会均等と人材育成を目的とした地域改善対策奨学資金の趣旨を生かし、成績による審査を課さない制度であることが特徴。

〒812-0046
福岡市博多区吉塚本町13-50
福岡県吉塚合同庁舎5階
公益財団法人福岡県教育文化奨学財団
TEL：092-641-7326
FAX：092-641-7530